



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
茨城労働局

Press Release

茨城労働局発表
令和元年11月29日(金)

【照会先】

茨城労働局職業安定部職業対策課
課長 清水 いずみ
高齢者対策担当官 赤松 美恵子
電話 029(224)6219 (内線333)

66歳以上の高齢者の雇用の場が広がってきています

～高齢者雇用確保措置実施企業100%達成！～

茨城県内の令和元年「高齢者の雇用状況」集計結果

I 65歳までの高齢者雇用確保措置のある企業の状況

- ①65歳までの雇用確保措置のある企業は100% (全国で13県)
- ②65歳定年企業は19.0% (対前年1.4ポイント増加)(全国平均17.2%)

II 66歳以上働ける企業の状況

- ①66歳以上働ける制度のある企業は31.4% (対前年4.6ポイント増)(全国平均30.8%)
- ②70歳以上働ける制度のある企業は29.5% (対前年4.3ポイント増)(全国平均28.9%)
- ③定年制廃止企業は3.2% (対前年0.6ポイント増加)(全国平均2.7%)

茨城労働局(局長 福元 俊成)では、このほど、高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」(以下「雇用確保措置」といいます。)の実施状況などを集計した、令和元年「高齢者の雇用状況」(6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの雇用確保措置を講じるように義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業 2,838社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

働く意欲と豊富な経験や知識を持つ高齢者が生涯を通じて現役で活躍できる社会を実現するために、茨城労働局、ハローワークでは、「66歳以上の継続雇用延長や65歳までの定年引上げ」に向けた意識啓発、気運の醸成に引き続き取り組んでいくこととします。

なお、集計結果の主なポイントは、次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】※ []は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置のある企業は計2,838社、100%[対前年0.1ポイント増] (11ページ表1)

② 65歳定年企業の状況

65歳定年企業は539社 [50社増加]、19.0% [1.4ポイント増加] (14ページ表5)

- ・中小企業では518社 [48社増加]、19.8% [1.4ポイント増加]
- ・大企業では21社 [2社増加]、9.2% [0.8ポイント増加]

II 66歳以上働ける企業の状況

① 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業891社「144社増加」、割合は31.4%「4.6ポイント増加」(15ページ表6)

- ・中小企業では842社「133社増加」、32.3%「4.6ポイント増加」
- ・大企業では49社「11社増加」、21.5%「4.8ポイント増加」

② 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は836社、[134社増加]、割合は29.5% [4.3ポイント増加]
(15ページ表7)

- ・中小企業では789社 [124社増加]、30.2% [4.2ポイント増加]
- ・大企業では47社 [10社増加]、20.6% [4.3ポイント増加]

③ 定年制廃止企業の状況

定年制の廃止企業は91社、[18社増加]、割合は3.2% [0.6ポイント増加]
(12ページ表3-1)

- ・中小企業では90社 [18社増加]、3.4% [0.6ポイント増加]
- ・大企業では1社、0.4% [変動なし]

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

- 茨城県に本社を置く、常時雇用する労働者が31人以上の企業2,838社
(報告書用紙送付事業所数3,054事業所)
 - 中小企業 (31～300人規模): 2,610社
(うち31～50人規模:1,090社、51～300人規模: 1,520社)
 - 大企業 (301人以上規模): 228社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。(注))の実施済企業は2,838社、100%、51人以上規模の企業で1,748社、100%となっている。(11ページ表1)

(注)雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければならない。

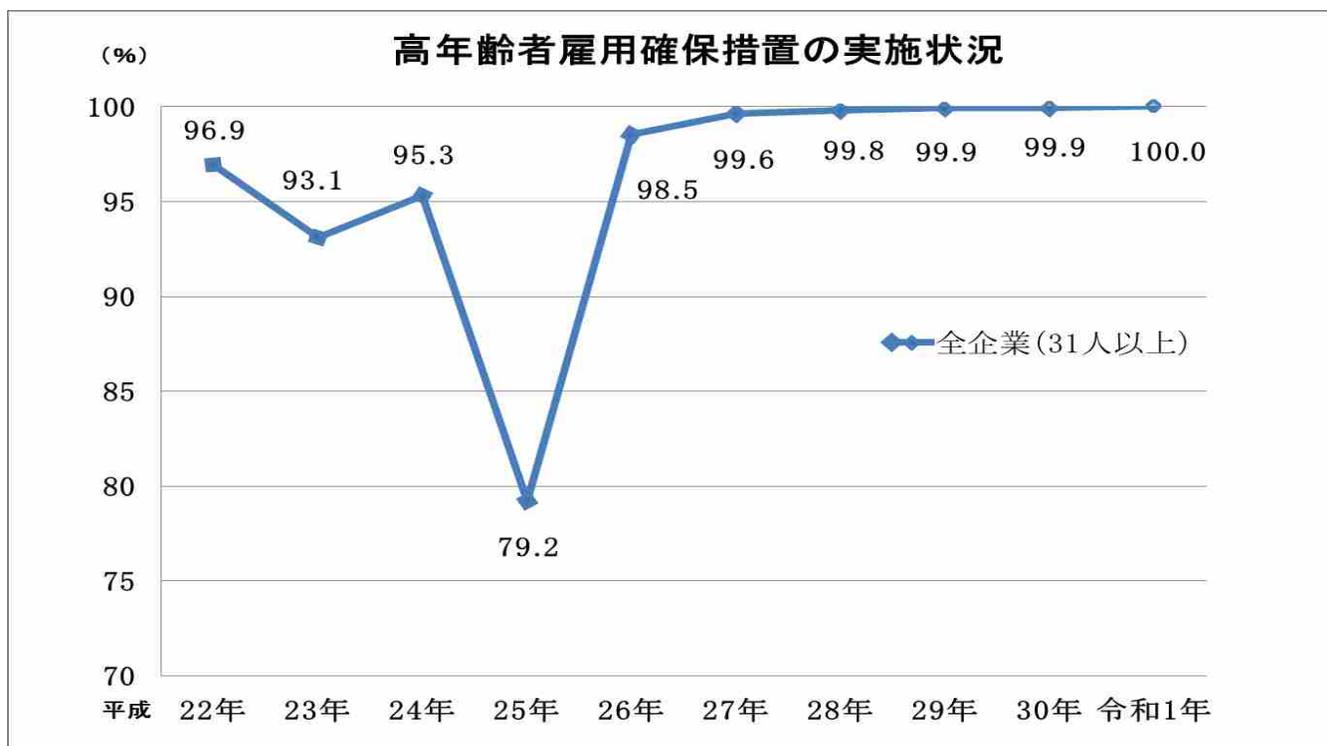
- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等※)の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ(経過措置)。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では228社、100%、中小企業では2,610社、100%「0.1ポイント増加」となっている。(11ページ表1)

<参考グラフ>



※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と平成25年の数値は単純比較できない。

(参考)51人以上規模企業

(%)

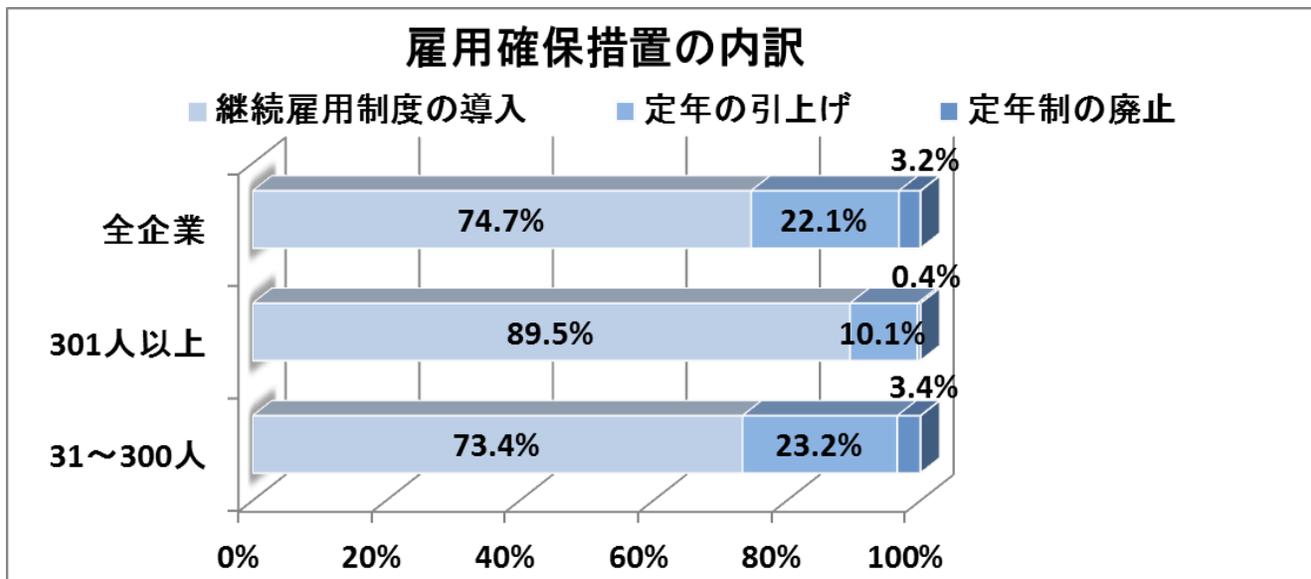
平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
97.9	93.8	95.6	78.9	98.7	99.7	99.8	100.0	100.0	100.0

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は91社、3.2%[0.6ポイント増加]
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は628社、22.1%[1.9ポイント増加]
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は2,119社、74.7%[2.5ポイント減少]

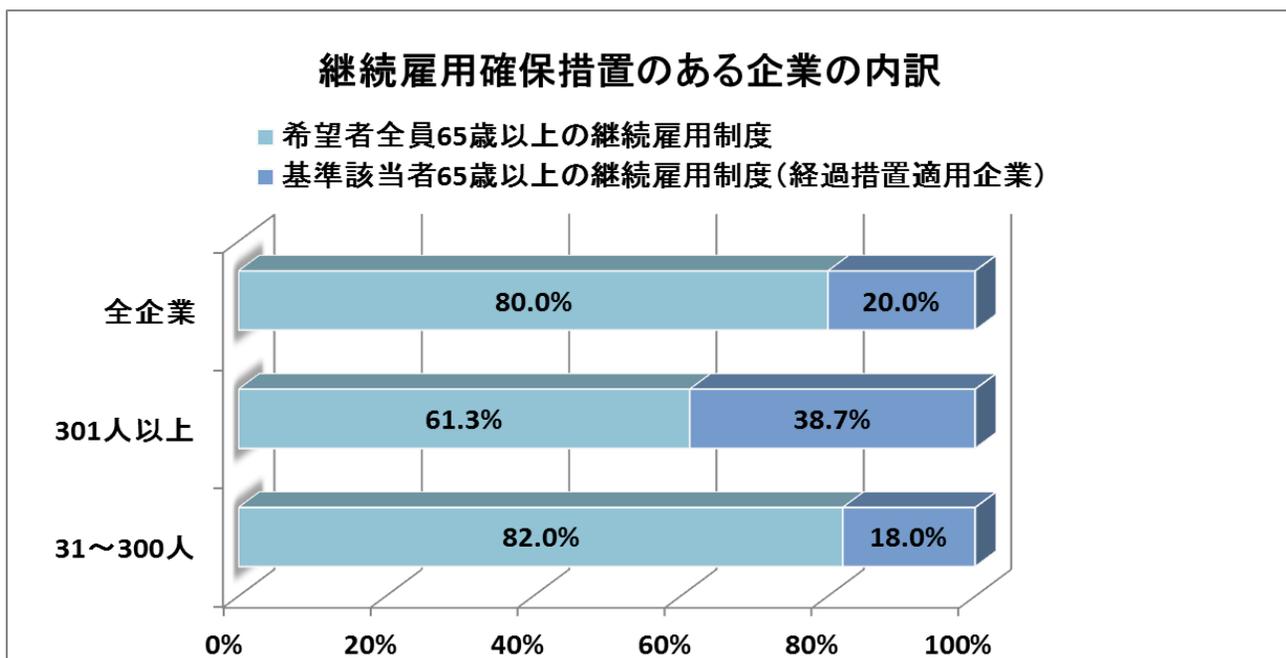
となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(12ページ表3-1)



(4) 継続雇用確保措置のある企業の状況

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(2,119社)のうち、

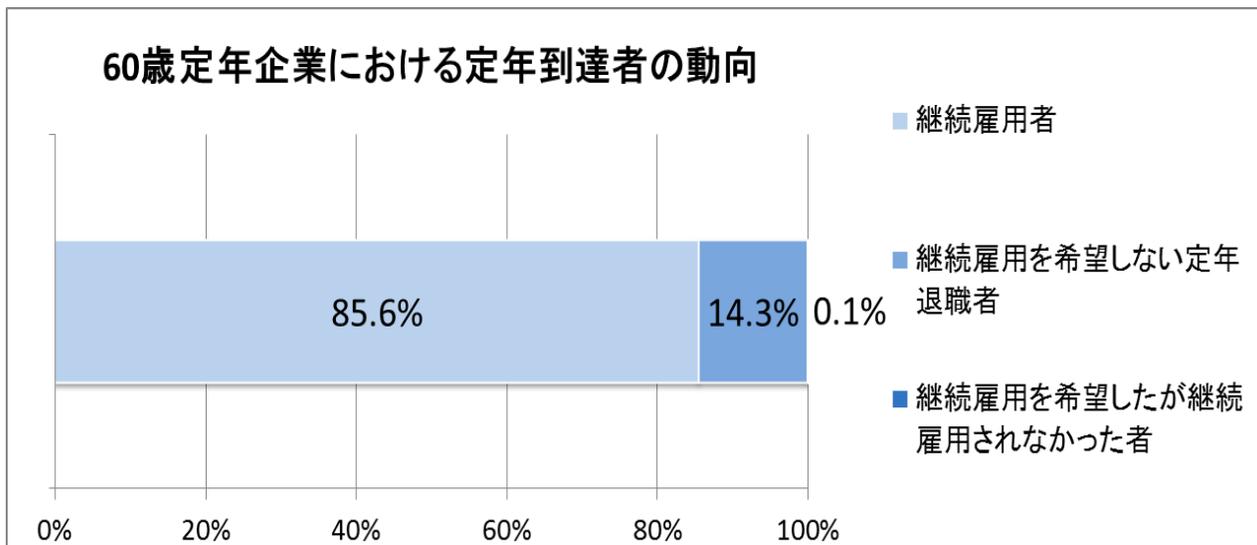
- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は1,696社、80.0%[2.2ポイント増加]
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は423社、20.0%[2.2ポイント減少]となっている。(12ページ表3-2)



2 60歳定年到達者の動向

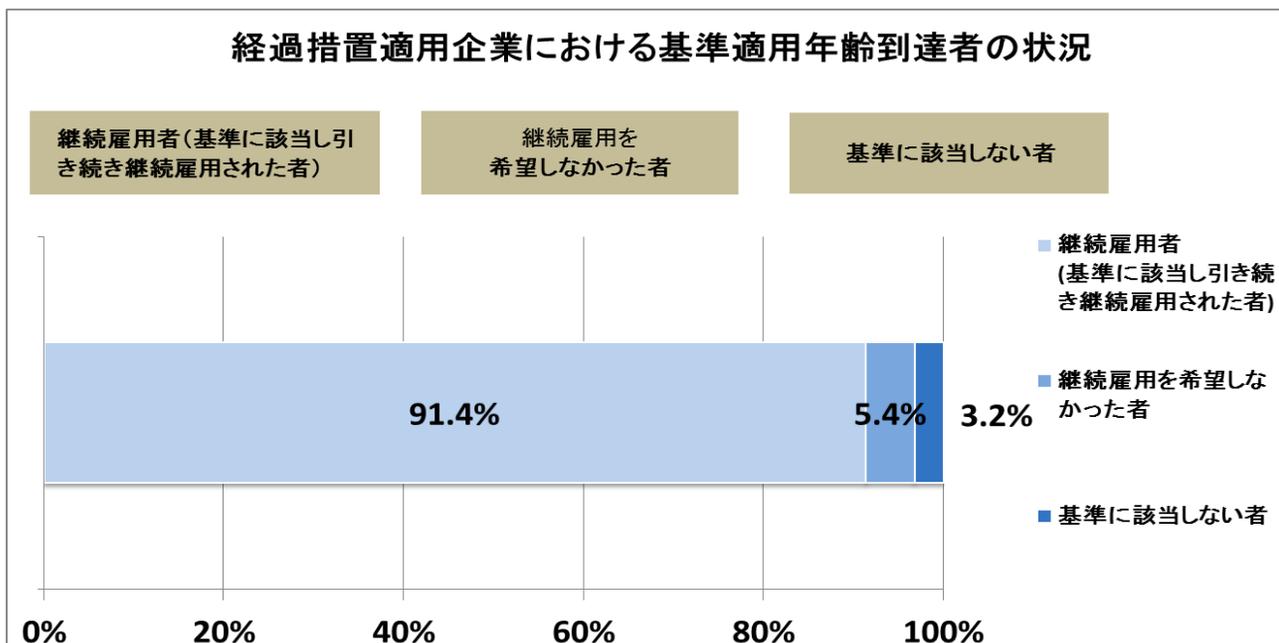
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向

過去1年間(平成30年6月1日から令和元年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(5,963人)のうち、継続雇用された者は5,103人(85.6%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は83人)、継続雇用を希望しない定年退職者は855人(14.3%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は5人(0.1%)となっている。(13ページ表4-1)



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成30年6月1日から令和元年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成31年4月1日以降は63歳)に到達した者(1,257人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は1,149人(91.4%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は68人(5.4%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者40人(3.2%)となっている。(13ページ表4-2)

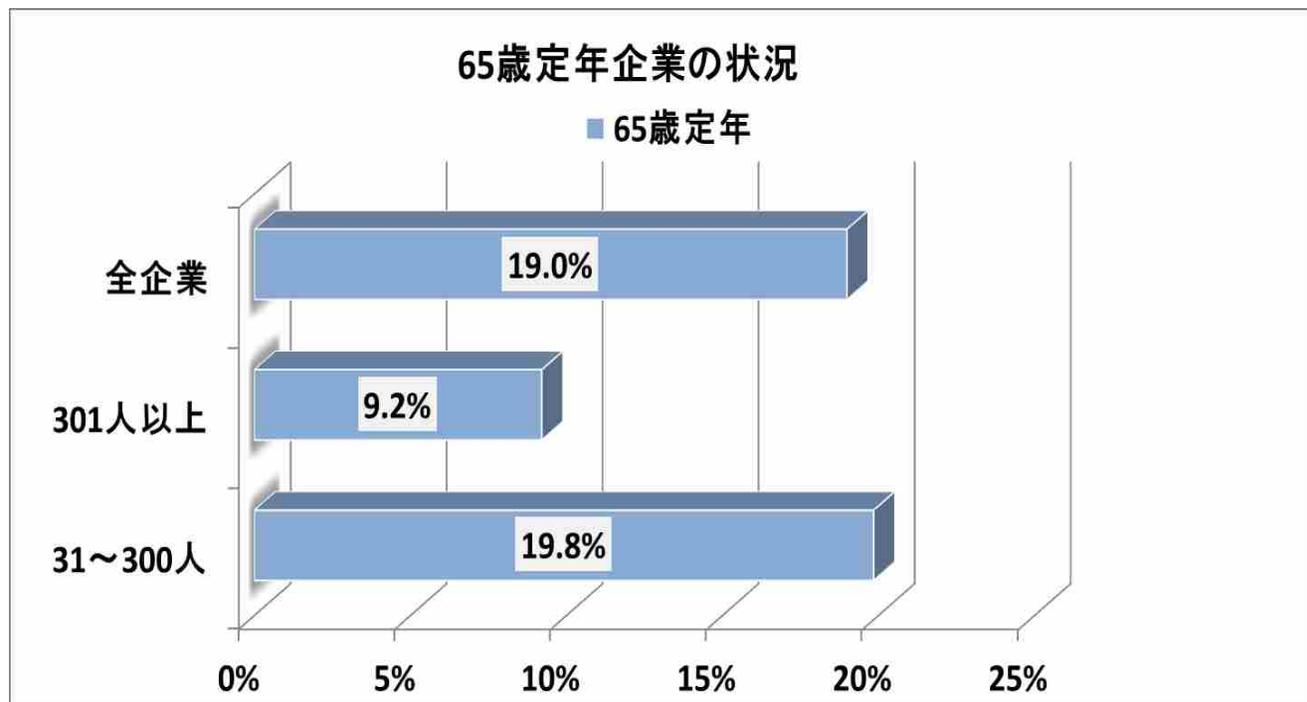


3 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業は539社[50社増加]、報告した全ての企業に占める割合は19.0% [1.4ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では518社[48社増加]、19.8%[1.4ポイント増加]、
- ② 大企業では21社[2社増加]、9.2%[0.8ポイント増加]となっている。(14ページ表5)



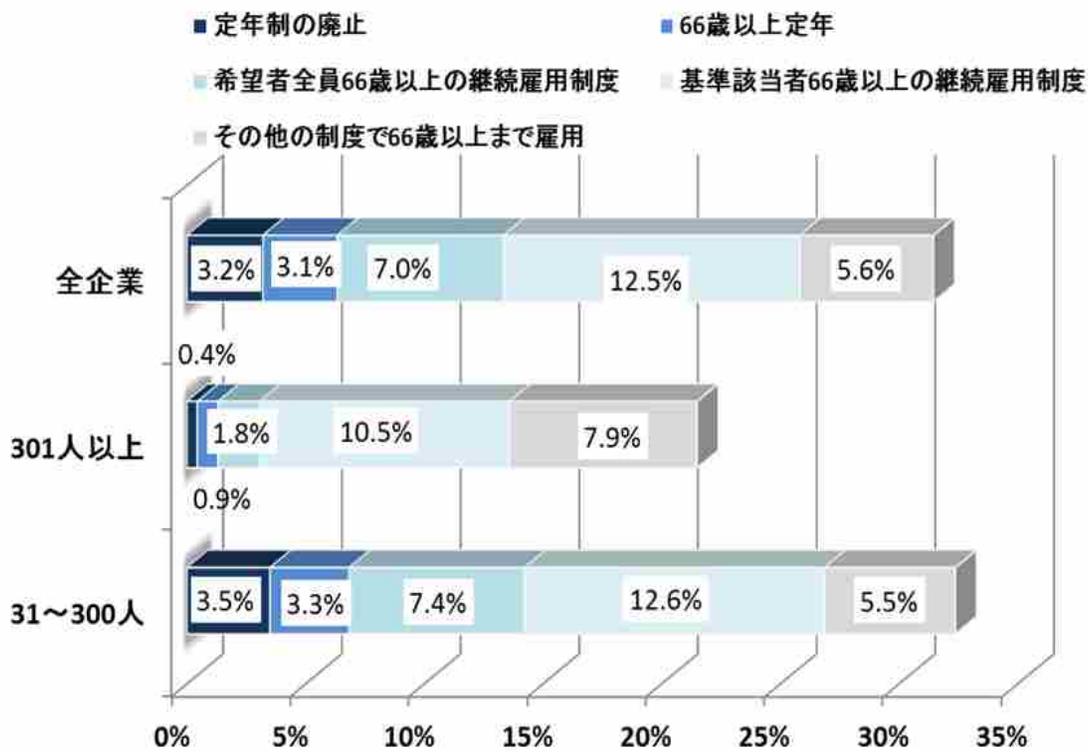
4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は、891社[144社増加]、報告した全ての企業に占める割合は31.4%「4.6ポイント増加」となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では842社「133社増加」、32.3%「4.6ポイント増加」、
- ② 大企業では49社「11社増加」、21.5%「4.8ポイント増加」となっている。(15ページ表6)



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は、836社[134社増加]、報告した全ての企業に占める割合は29.5%[4.3ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では789社[124社増加]、30.2%[4.2ポイント増加]、
 - ② 大企業では47社[10社増加]、20.6%[4.3ポイント増加]
- となっている。(15ページ表7)

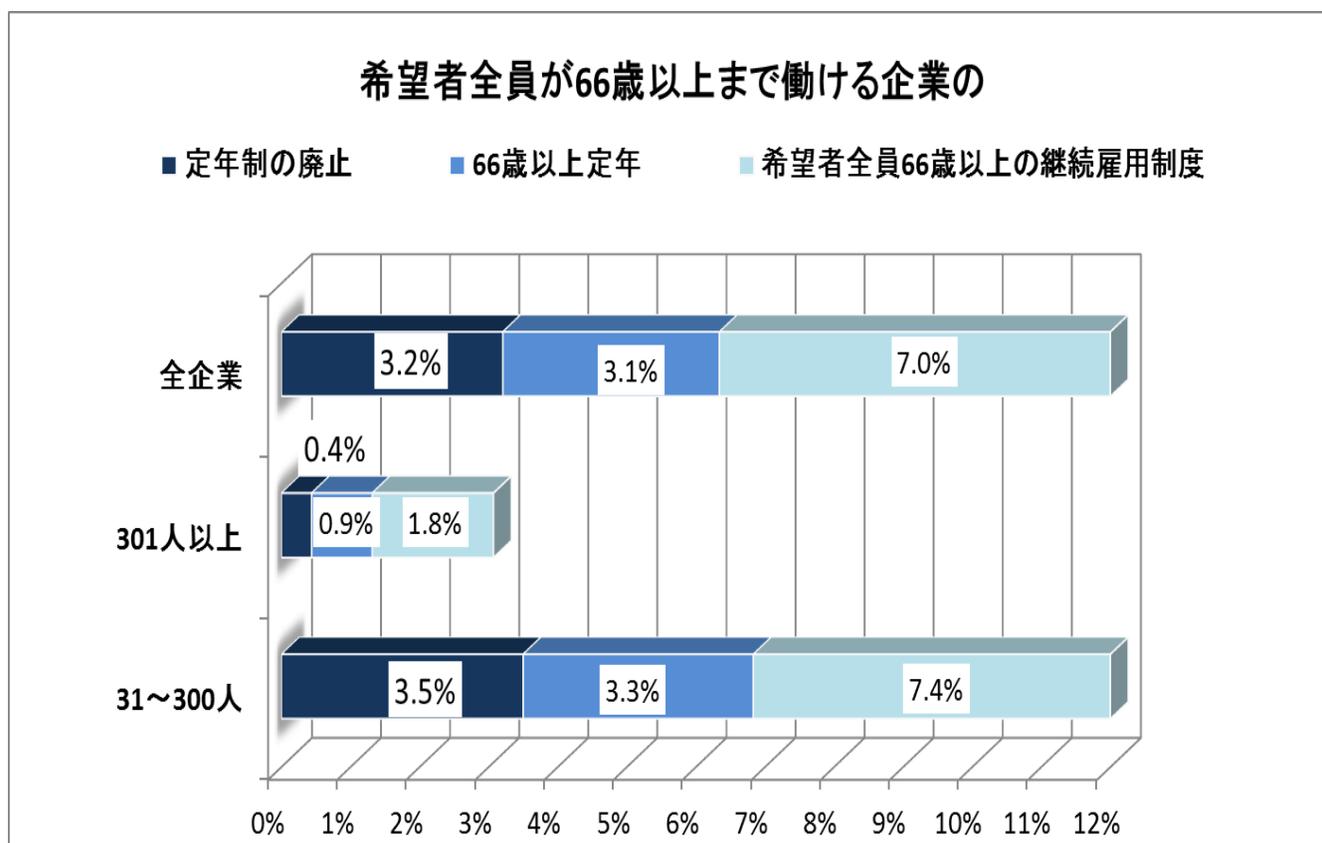
5 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

(1) 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業は377社[45社増加]、報告した全ての企業に占める割合は13.3%[1.4ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では370社[44社増加]、14.2%[1.4ポイント増加]、
 - ② 大企業では7社[1社増加]、3.1%[0.5ポイント増加]となっている。
- となっている。(15ページ表6)



(2) 定年制廃止および66歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、91社[18社増加]、報告した全ての企業に占める割合は3.2%[0.6ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では90社[18社増加]、3.4%[0.6ポイント増加]、

イ 大企業では1社[変動なし]、0.4%[変動なし]

となっている。

② 定年を66～69歳とする企業は、33社[9社増加]、報告した全ての企業に占める割合は1.1%[0.2ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では33社[9社増加]、1.3%[0.4ポイント増加]、

イ 大企業では0社[変動なし]、0%[変動なし]

となっている。

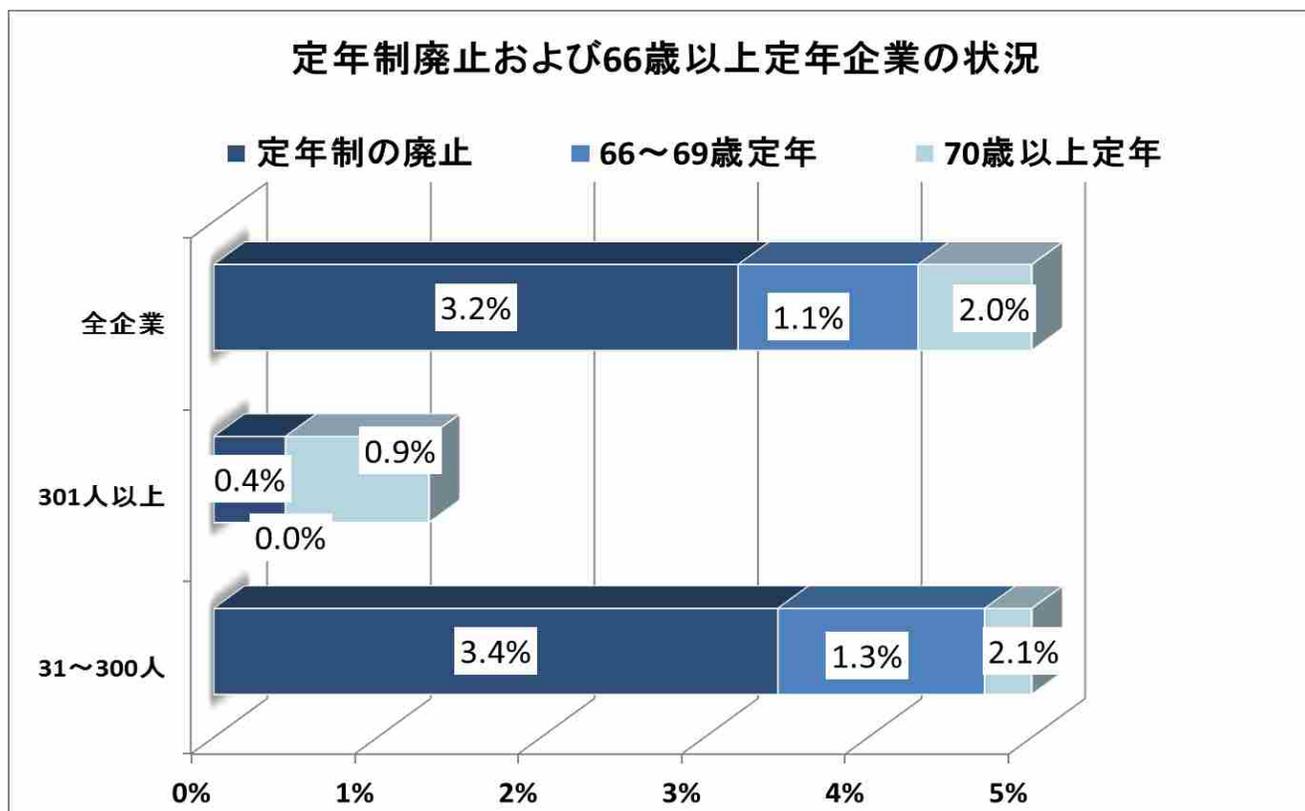
③ 定年を70歳以上とする企業は、56社[6社増加]、報告した全ての企業に占める割合は2.0%[0.2ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では54社[6社増加]、2.1%[0.2ポイント増加]、

イ 大企業では2社[変動なし]、0.9%[変動なし]

となっている。(14ページ表5)



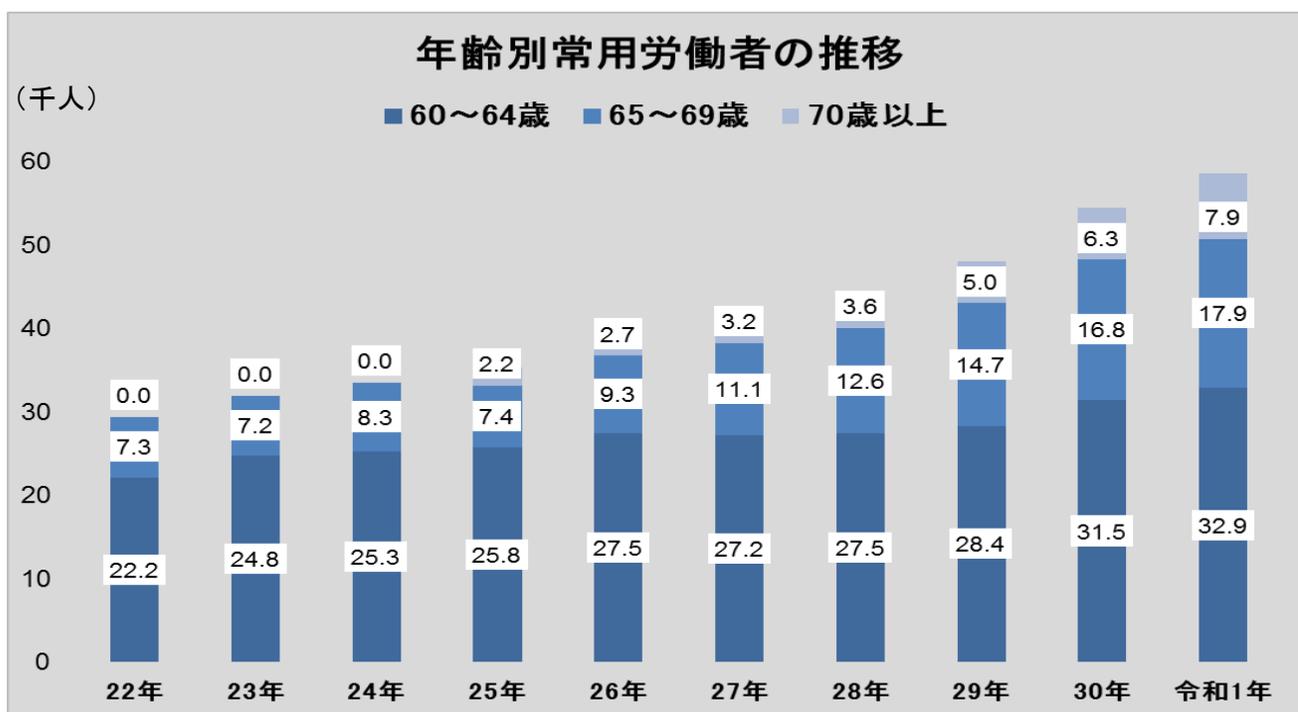
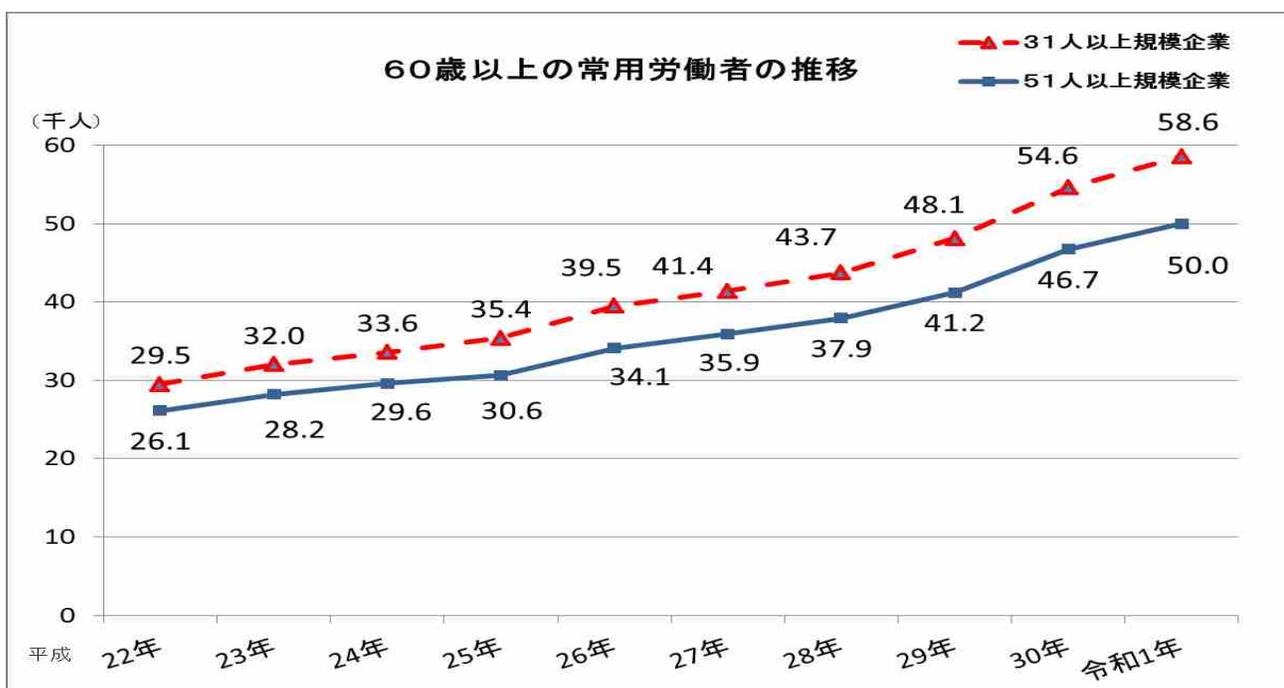
6 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数(411,499人)のうち、60歳以上の常用労働者数は58,604人で14.2%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が32,859人、65～69歳が17,860人、70歳以上が7,885人となっている。(18ページ表9)

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は50,074人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、39,306人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は58,604人であり、平成21年と比較すると、36,759人増加している。(18ページ表9)



- ※ 31人以上規模企業の状況
- ※ 平成22～24年には65歳以上に70歳以上も含まれている。